

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県では、3月後半に松山市中心部の繁華街で発生した過去最大の変異株クラスターにより陽性確認者が急増し、家庭等を通じた地域への更なる感染拡大が危惧される状況となったため、独自の警戒レベルを直ちに引き上げ、3月25日以降を「特別警戒期間」とし、県民や事業者に対して、感染拡大を防ぐための協力依頼や松山市繁華街を対象とした4月1日からの営業時間の短縮の協力要請を行ってきたところです。しかし、松山市繁華街クラスターから、家庭内や職場での生活上の接触等により地域に感染が広がり、さらに、松山市からその他の市町への感染の持ち出し等によって、県下全域での感染拡大が危惧される状況となったことから、独自の警戒レベルを更に引き上げ、4月8日から4月21日までを感染対策期とし、感染拡大回避に向けた対策を実施しておりますが、新居浜市内及び西条市内でのクラスター事例や新規事例も含めた感染状況を踏まえると、新居浜市内及び西条市内での感染拡大が強く懸念される状況となっています。

このため、愛媛県では、別添のとおり感染拡大回避に向けた対策を追加で実施することとしました。

関係者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、引き続き、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年4月16日

愛媛県知事 中村時広

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

令和3年4月16日

愛媛県

- 1 実施期間 令和3年4月16日（金）から令和3年4月21日（水）まで
- 2 対象区域 新居浜市、西条市全域
- 3 根 拠 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。
以下「特措法」という。）
- 4 取組等
行動自粛の協力要請
- 5 対象及び内容等

対象	内容	根拠
県民	○新居浜市内における不要不急の外出の自粛 ○西条市内における不要不急の外出の自粛	特措法 第24条 第9項

【取組等に関する問合せ先】

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部

電話番号 089-968-2419

受付時間 平日 9時～17時